

2025年1月5日 学者の会

平和・憲法・暮らしの危機の新段階

日米安保の新段階と憲法の危機

青井未帆（学習院大学）

2014年の政府解釈変更 → 2015年安保法制

ポイント = 「内閣におまかせ」

← 立法府も司法府も十分な関与ができないなかで、「一体化」

→ 何を意味するのか？

→ 「統帥権」と憲法の新段階

- 「統帥権の独立」との相似形

明治憲法と統帥権

- 明治憲法以前に「事実」として存在した「統帥権の独立」
- （「事実上の慣習と実際の必要とに基くもの」美濃部達吉）
- 「魔法の杖」（司馬遼太郎）

- 「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」（明治憲法11条）
- 作戦・用兵に関する統帥事務については国務大臣ではなく、陸軍においては参謀総長、海軍においては軍令部総長（統帥部）が補翼する：国務大臣の輔弼の排除

日本国憲法と「統帥権」

- 日本国憲法のもとでの「統帥権」？
- 憲法9条 → 統帥権の削除
- 憲法73条 「内閣は、**他の一般行政事務**の外、左の事務を行ふ。」
- 憲法72条 「内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに**行政各部を指揮監督する。**」
- 自衛隊法7条 「内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の**最高の指揮監督権**を有する。」

→ 真綿で包んできたような「統帥権」

改憲案

- 2005年
- 9条の2 第1項「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を**最高指揮権者**とする自衛軍を保持する。」
- 2012年
- 9条の2 第1項「我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を**最高指揮官**とする国防軍を保持する。」

その後

- 2018年・自民党
- 憲法9条の2（条文イメージ） 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の**指揮監督者**とする自衛隊を保持する。
- 2024年・自民党憲法改正実現本部（<https://www.jimin.jp/news/information/208976.html>）
- 「自衛隊の明記については、平成30年の「条文イメージ（たたき台素案）」の枠組みを前提とすることを確認。第9条との関係を整理する文言（条文イメージ「必要な自衛の措置をとることを妨げず」の部分）と条文の置き場所は引き続き議論していくとしました。
- 条文の置き場所は、条文イメージに明記された「第9条の2」を基本的に堅持すべきことを確認する一方、総理や内閣のサービスを規定した第5章に規定することも「選択肢の一つとして排除されるものではない」との意見を紹介。第5章への規定を検討する際は、「有事において武力を行使する実力組織としての自衛隊が通常の行政機関として固定されないような表現と条文の置き場所を検討する必要があるとの意見も述べられた」としました。」



コメント



在日米軍の新トップ就任 司令部再編で部隊指揮権

時事通信 外信部

2024年10月08日14時34分 配信



在日米軍の司令官交代式であいさつするジョスト新司令官=8日午前、東京都の米軍横田基地

在日米軍の司令官交代式が8日、横田基地（東京都福生市など）で行われ、スティーブン・ジョスト空軍中將が新司令官に就任した。在日米軍司令部を「統合軍司令部」に改称して格上げし、部隊指揮権の一部を付与する再編計画の立案、履行を担う。

[在日米軍司令官の格上げ検討](#) [国防長官、指揮連携強化で](#)

在日米軍司令官は、第5空軍司令官も兼務する。ジョスト氏は交代式で「私の持つあらゆる能力と権限を用い、米日同盟を日々一段と強化する」と述べた。式典に出席したインド太平洋軍のパパロ司令官は、再編について「在日米軍の発足以来最も重大な変革であり、過去70年の同盟の軍事協力で最も力強い前進の一つになる」と強調した。

日本側が陸海空3自衛隊を一元指揮する「統合作戦司令部」を創設する方針であることを踏まえ、米軍は指揮統制面で自衛隊との連携を強める。具体的には、指揮・作戦立案といった部隊運用権限の一部を統合軍司令部に与える方針だ。

ジョスト氏は戦闘機パイロット出身。米軍内でステルス戦闘機F35導入の実務に当たり、韓国西岸の群山空軍基地や空軍三沢基地（青森県三沢市）での勤務経験もある。2021年から在日米軍司令官を務めたラップ中將は退役する。

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2024100800639&g=int>

2014年の政府解釈変更 → 2015年安保法制

ポイント = 「内閣におまかせ」

← 立法府も司法府も十分な関与がないなかで、「一体化」

→ 十分なコントロールをできない実力を領域内に持つ危険
「国民の決意」：顕彰システム

← 米中関係、アメリカ大統領選挙：

「いままで通りでいいのか」

という声が論壇でも上がりつつあること